



平成 30 年 11 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンドシーホールディングス
代 表 者 代表取締役会長・CEO 木村 祭 氏
(コード番号 8008 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務担当 西村 政 彦
(TEL. 03 - 5719 - 3429)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成30年11月22日付けの取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、利益配分に関する基本方針として安定的・継続的な配当と、機動的な自己株式の取得を実施すること等による利益還元の水準向上を掲げております。そして、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、株主資本利益率（以下「ROE」といいます。）を掲げ、10%以上の每期達成を目指しております。

また、当社は、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的に、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これまで、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るために自己株式の取得を実施しており、平成18年9月に純粋持株会社に移行してからは、平成19年7月25日開催の取締役会決議に基づく市場買付けの方法による自己株式の取得（取得期間平成19年8月1日～平成19年10月12日、取得株式数176,300株、取得価額の総額137,326,600円）を行って以来、平成28年8月23日開催の取締役会決議に基づく株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得（平成28年8月24日取得、取得株式数400,000株、取得価額の総額865,200,000円）までに、取締

役会において累計 19 回の決議によって自己株式を取得（累計取得株式数 4,830,400 株、累計取得価額の総額 7,513,982,200 円）してまいりました。

当社は、平成 30 年 5 月中旬に当社の主要株主である筆頭株主であり、かつ、当社の持分法適用関連会社である（注 1）株式会社フジ（以下「フジ」といいます。本日現在の保有株式数 3,025,506 株、発行済株式総数（注 2）に対する割合 10.31%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じとします。））より、当社の完全子会社である株式会社アスティ（以下「アスティ」といいます。）が保有するフジ普通株式の一部について、フジにおいて検討中であったイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）との資本業務提携を実現するため、同社への譲渡を検討して欲しいとの連絡を受けました。

当社においては、アスティによるイオンへのフジ普通株式の売却可能性を検討するにあたり、当該フジ株式売却による資金の用途についても同時に検討を進め、当該資金を、当社グループにおける資本政策の一環として、当社における大規模な自己株式の取得資金とすることの是非について、並行して検討することといたしました。

上記の検討の過程において、当社は、平成 30 年 7 月中旬に、フジに対し、その保有する当社普通株式を当社に売却する可能性の有無について打診したところ、同社におきましても、今後の設備投資や M&A の実施のための資金調達の実現の必要性、有利子負債の抑制の観点から資金需要があることが判明いたしました。

そのため、アスティによるフジ普通株式の売却を行うこと、及びフジが保有する当社普通株式を当社自らが買い受けることが、当社とフジの双方の目的を満たしうるものと考えに至り、以降、これらの実現に向けて、具体的方策の検討を行ってまいりました。また、検討を進めるなかで、平成 30 年 10 月下旬に、フジの完全子会社である株式会社フジデリカ・クオリティ（以下「フジデリカ・クオリティ」といいます。本日現在の保有株式数 208,227 株、発行済株式総数に対する割合 0.71%）及び株式会社フジ・アグリフーズ（以下「フジ・アグリフーズ」といいます。本日現在の保有株式数 20,000 株、発行済株式総数に対する割合 0.07%）（以下、フジ、フジデリカ・クオリティ及びフジ・アグリフーズを総称して「売却意向株主」といいます。）においても、保有する当社普通株式の売却の可能性について検討したいとの意向があることが確認できました。

当社はこれらの売却意向株主からの意向を受け、当社普通株式を買い受けることについての具体的な検討をさらに進め、その結果、平成 30 年 10 月下旬に、当社が当社普通株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や、ROE などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。

加えて、かかる自己株式の取得を行う場合には、株式会社広島銀行及び株式会社三井住友銀行から調達した借入金（最大で計 100 億円）を充当する予定ですが、このような借入れによる資金を利用することを前提としても、平成 31 年 2 月期第 2 四半期末（平成 30 年 8 月 31 日）現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は約 5,267 百万円であり、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げが見込まれること、また、当該借入金の返済に当たって当社の完全子会社であるアスティによるイオンへのフジ普通株式の売却による資金を活用する

予定であることから、かかる自己株式の取得は当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。

上記の要素を総合的に勘案した結果、当社は、平成30年10月下旬に、当社普通株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで、当社は、平成30年11月上旬、売却意向株主に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について協議を行いました（具体的な条件については後記「3. 買付け等の概要」の「（3）買付け等の価格の算定根拠等」をご参照ください。）。その結果、平成30年11月下旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より当該条件にてその保有する当社普通株式の全て（合計3,253,733株、発行済株式総数に対する割合11.09%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答が得られました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から3,500,000株（発行済株式総数に対する割合11.93%）を上限とすることが適切であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、平成30年11月22日付けの取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに買付価格は一定期間（本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成30年11月22日の前営業日である同年11月21日までの過去1ヶ月間）の終値の単純平均値2,399円（円未満四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して8.38%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）のディスカウントを行った2,198円とすることを決議いたしました。

本公開買付けの決済資金としては、株式会社広島銀行及び株式会社三井住友銀行から最大で計100億円の借入金を調達する予定ですが、その場合でも、上記のとおり、当社の財務状況や配当方針に影響を与えることなく返済を行っていくことが可能であり、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。なお、当社は、平成30年9月30日を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しており、臨時決算日までの損益を分配可能額に含めております。

また、当社は売却意向株主との間で、平成30年11月22日付けで本公開買付けに売却意向株主が保有する当社普通株式の全て（フジ3,025,506株、発行済株式総数に対する割合10.31%、フジデリカ・クオリティ208,227株、発行済株式総数に対する割合0.71%、フジ・アグリフーズ20,000株、

発行済株式総数に対する割合 0.07%) を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。当該応募契約について、売却意向株主は、本公開買付けの開始日において、①当社の応募契約上の表明保証(注3)が重要な点において真実かつ正確であること、及び②当社について応募契約に定める義務(注4)の重大な違反が存在しないことを応募の前提条件としておりますが、売却意向株主は、自らの裁量により、当該前提条件をいずれも放棄することができるものとしております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定です。

(注1) 当社の完全子会社であるアスティは、平成30年11月14日付けで、アスティが保有するフジ普通株式 7,977,316 株のうち 3,637,300 株をイオンに譲渡する契約を締結いたしました。当該株式譲渡の実行後は、フジは、当社の持分法適用関連会社に該当しないこととなります。

(注2) 平成30年10月31日現在の発行済株式数(29,331,356株)。

(注3) 応募契約においては、当社の表明保証事項として、①同契約の締結及び履行のためにその時点までに法令等又は当社の定款その他の内部規則により必要とされる手続は全て履践されており、当社による同契約の締結及び履行は法令等又は当社の定款その他の内部規則に違反するものではないこと、及び②当社が倒産手続等の開始の申立てをしておらず、第三者による倒産手続等の開始の申立てもされていないこと、また支払不能又は支払停止の状態にないことが規定されております。

(注4) 応募契約において、当社は、①本公開買付けを実施する義務、②当社が同契約の義務に違反した場合又は表明保証に違反があった場合に損害を賠償又は補償する義務、③秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、④同契約に関して当社に課される公租公課及び当社の費用を負担する義務、⑤同契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、⑥同契約に定めのない事項についての誠実協議に係る義務を負っております。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	3,500,100株(上限)	7,693,219,800円(上限)

(注1) 発行済株式総数 29,331,356株(平成30年11月22日現在。但し、平成30年11月1日から同年11月22日までの当社の新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。)

(注2) 発行済株式総数に対する割合 11.93%

(注3) 取得する期間 平成30年11月26日から平成31年2月5日まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	平成30年11月22日(木曜日)
② 公開買付開始公告日	平成30年11月26日(月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	平成30年11月26日(月曜日)
④ 買付け等の期間	平成30年11月26日(月曜日)から 平成30年12月21日(金曜日)まで(20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,198円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社が行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成30年11月22日の前営業日(同年11月21日)の当社普通株式の終値2,442円、同年11月21日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,399円及び同年11月21日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値2,370円を参考にいたしました。

一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成30年11月上旬、売却意向株主に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ2,198円(本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年11月21日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,399円に対して8.38%のディスカウントとなる価格)を買付価格とすることを売却意向株主に提案いたしました。その結果、平成30年11月下旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より当該条件にてその保有する当社普通株式の全て(合計3,253,733株、発行済株式総数に対する割合11.09%(フジ3,025,506株、発

行済株式総数に対する割合 10.31%。フジデリカ・クオリティ 208,227 株、発行済株式総数に対する割合 0.71%。フジ・アグリフーズ 20,000 株、発行済株式総数に対する割合 0.07%。)) について、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、平成 30 年 11 月 21 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 2,399 円に対して 8.38%のディスカウントとなる 2,198 円とすることを、平成 30 年 11 月 22 日付けの取締役会において決議いたしました。

なお、買付価格である 2,198 円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成 30 年 11 月 22 日の前営業日（同年 11 月 21 日）の当社普通株式の終値 2,442 円から 9.99%、同年 11 月 21 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,399 円から 8.38%、同年 11 月 21 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,370 円から 7.26%を、それぞれディスカウントした金額となります。また、当社は、平成 26 年 7 月 24 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、フジ及びその他の株主から 1,040,100 株を 1 株につき 2,000 円で、平成 27 年 7 月 6 日開催の取締役会において決議された自己株式の公開買付けにおいて、フジから 1,000,000 株を 1 株につき 2,600 円で取得しております。当該買付価格の算定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎としており、当該買付価格 2,000 円及び 2,600 円と本公開買付けの買付価格との差異（198 円又は 402 円）は、参考となる当社普通株式の市場価格の変動及びディスカウント率の相違によるものであります。さらに当社は、平成 28 年 8 月 24 日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの方法により、当社普通株式 400,000 株を 1 株につき 2,163 円で取得しております。自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）に係る取得価格は、取得日の前営業日の終値で決定されることとなっており、本公開買付けの買付価格との差異（35 円）は、参考となる当社普通株式の市場価格の変動及びディスカウント率の相違によるものであります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、利益配分に関する基本方針として安定的・継続的な配当と、機動的な自己株式の取得を実施すること等による利益還元の水準向上を掲げております。そして、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として、ROEを掲げ、10%以上の毎期達成を目指しております。

これまでも、株主の皆様に対する利益還元の更なる充実を図るため、市場買付け、立会外取引及び公開買付けの方法による自己株式の取得を実施してまいりました。

当社においては、アスティによるイオンへのフジ普通株式の売却可能性を検討するにあたり、当該フジ株式売却による資金の用途についても同時に検討を進め、当該資金を、当社グループにおける資本政策の一環として、当社における大規模な自己株式の取得資金とすることの是非について、並行して検討することといたしました。

上記の検討の過程において、当社は、平成 30 年 7 月中旬に、フジに対し、その保有する当社普通株式を当社に売却する可能性の有無について打診したところ、同社におきましても、今後の設備投

資やM&Aの実施のための資金調達必要性、有利子負債の抑制の観点から資金需要があることが判明いたしました。

そのため、アスティによるフジ普通株式の売却を行うこと、及びフジが保有する当社普通株式を当社自らが買い受けることが、当社とフジの双方の目的を満たしうるものと考えに至り、以降、これらの実現に向けて、具体的方策の検討を行ってまいりました。また、検討を進めるなかで、平成30年10月下旬に、フジの完全子会社であるフジデリカ・クオリティ及びフジ・アグリフーズにおいても、保有する当社普通株式の売却の可能性について検討したいとの意向があることが確認できました。

当社はこれらの売却意向株主からの意向を受け、当社普通株式を買い受けることについての具体的な検討をさらに進め、その結果、平成30年10月下旬に、当社が当社普通株式を自己株式として買い受けることは、当社の連結ベースの1株当たり当期純利益（EPS）の向上や、ROEなどの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元にも繋がるものと判断いたしました。

加えて、かかる自己株式の取得を行う場合には、株式会社広島銀行及び株式会社三井住友銀行から調達した借入金（最大で計100億円）を充当する予定ですが、このような借入れによる資金を利用することを前提としても、平成31年2月期第2四半期末（平成30年8月31日）現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び現金同等物）は約5,267百万円であり、今後の事業から生み出されるキャッシュ・フローによって更なる積み上げが見込まれること、また、当該借入金の返済に当たって当社の完全子会社であるアスティによるイオンへのフジ普通株式の売却による資金を活用する予定であることから、かかる自己株式の取得は当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えるものではなく、当社の財務健全性及び安全性は確保されるものと判断いたしました。上記の要素を総合的に勘案した結果、当社は、平成30年10月下旬に、当社普通株式を自己株式として買い受けることとし、また、自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

なお、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有する株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格に一定のディスカウントを行った価格により買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

そこで、当社は、平成30年11月上旬、売却意向株主に対し、東京証券取引所市場第一部における一定期間の当社普通株式の終値平均値に対してディスカウントを行った価格での公開買付けを実施した場合の応募について提案し、その後、具体的な条件について協議を行いました。

具体的な条件として、当社は、直近業績や株価動向を踏まえ2,198円（本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（平成30年11月21日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値2,399円に対して8.38%のディスカウントとなる価格）を買付価格とすることを売却意向株主に提案いたしました。その結果、平成30年11月下旬に、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、売却意向株主より当該条件にてその保有す

る当社普通株式の全て（合計 3,253,733 株、発行済株式総数に対する割合 11.09%（フジ 3,025,506 株、発行済株式総数に対する割合 10.31%。フジデリカ・クオリティ 208,227 株、発行済株式総数に対する割合 0.71%。フジ・アグリフーズ 20,000 株、発行済株式総数に対する割合 0.07%。））について、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成 30 年 11 月 22 日付けの取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、並びに買付価格は一定期間（本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である平成 30 年 11 月 22 日の前営業日である同年 11 月 21 日までの過去 1 ヶ月間）の終値の単純平均値 2,399 円に対して 8.38%のディスカウントを行った価格である 2,198 円とすることを決議いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	3,500,000 株	一株	3,500,000 株

（注 1）本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数（3,500,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（3,500,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

7,715,000,000円

（注）買付代金（7,693,000,000 円）、買付手数料その他本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他の必要書類の印刷費等の諸費用につき、見積額を合計したものです。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 12 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に

対して平成 30 年 12 月 21 日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 当社は、売却意向株主との間で、平成 30 年 11 月 22 日付けで本公開買付けに売却意向株主が保有する当社普通株式の全て（合計 3,253,733 株、発行済株式総数に対する割合 11.09%）を応募する旨の公開買付けに関する応募契約を締結しております。応募の前提条件については、前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

③ 当社は、平成 30 年 11 月 22 日付け「株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」にて公表のとおり、平成 30 年 5 月 17 日開催の当社第 68 回定時株主総会及び平成 30 年 5 月末までに当社の主要グループ子会社の定時株主総会において決議された役員向け株式報酬制度に関し、株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて決定される信託の詳細について、決定しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

④ 当社は、平成 30 年 11 月 22 日付け「第 11 回 ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」にて公表のとおり、同日付けの取締役会において、平成 30 年 12 月 13 日を割当日として、当社の取締役に對しストックオプションとしての新株予約権 345 個（各新株予約権の目的で

ある株式の数は100株)を発行することを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

- ⑤ 当社は、平成30年11月22日付け「第12回ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ」にて公表のとおり、同日付けの取締役会において、平成30年12月13日を割当日として、当社子会社の取締役及び執行役員に対しストックオプションとしての新株予約権282個(各新株予約権の目的である株式の数は100株)を発行することを決議しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(ご参考) 平成30年10月31日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 26,461,375株

自己株式数 2,869,981株

以 上